

○青森県港湾管理条例施行規則（平成十二年三月青森県規則第二百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第九条 第二条、第四条、第七条第三項及び前条の規定にかかわらず、青森港及び八戸港に係る条例第三条の規定による港湾施設（岸壁、棧橋又は物揚場等に限る。）の使用の許可の申請、条例第十二条の規定による届出及び条例第十五条第三項の規定による入港料の減免の申請は、港湾法第四十八条の四第六項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第九条 第二条、第四条、第七条第三項及び前条の規定にかかわらず、青森港及び八戸港に係る条例第三条の規定による港湾施設（岸壁、棧橋又は物揚場等に限る。）の使用の許可の申請、条例第十二条の規定による届出及び条例第十五条第三項の規定による入港料の減免の申請は、港湾法第五十条の二第六項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p>